

泉州南消防組合からのお知らせ

令和8年1月1日から

詳しくはHP

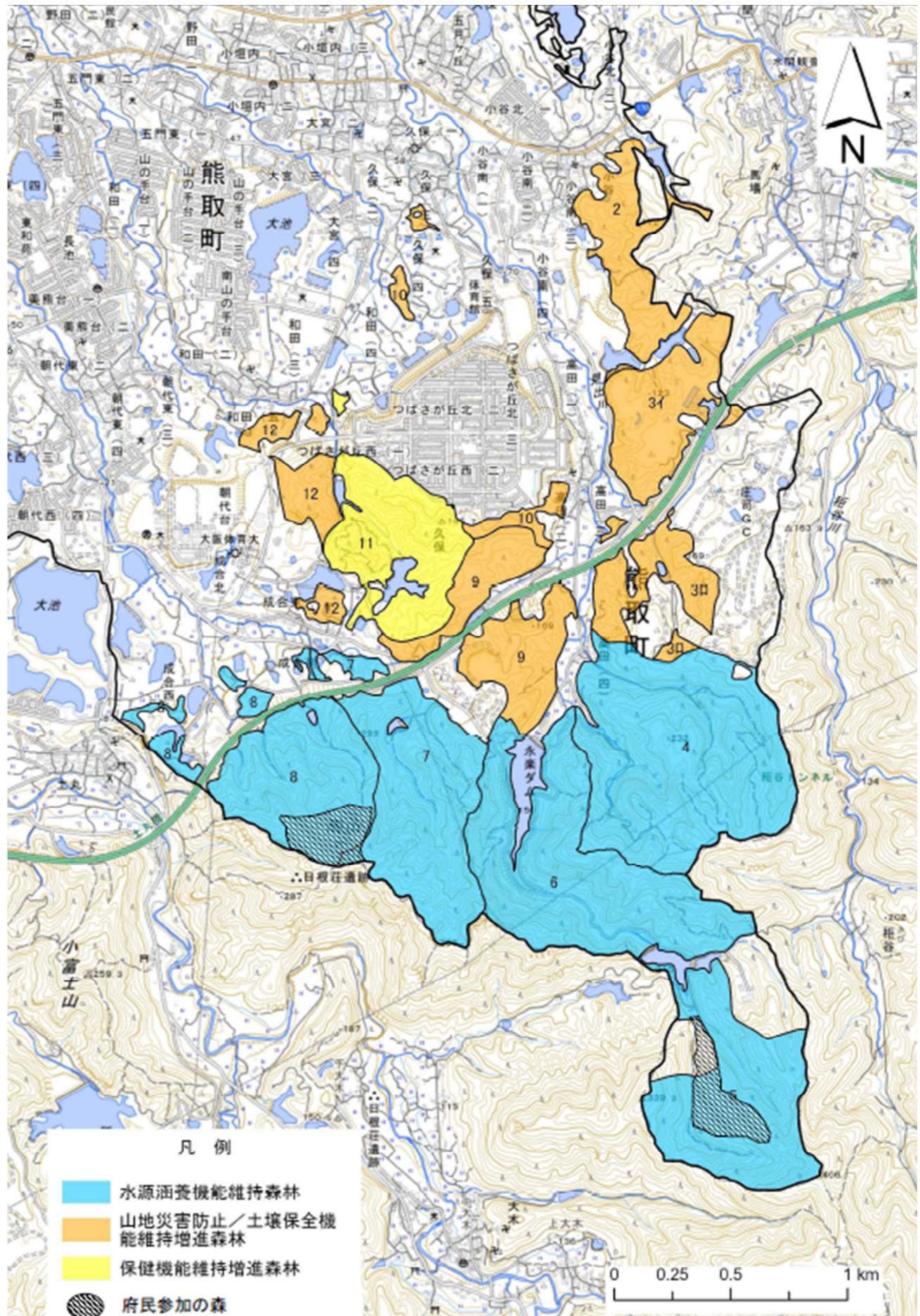


林野火災注意報・林野火災警報の運用開始！

・改正の内容

	林野火災注意報	林野火災警報
改正内容	気象状況が林野火災の予防上 注意 を要するときに発令し、対象区域での火災予防条例に定める 「火の使用の制限」 について、 努力義務 を課すこととなります。	気象状況が林野火災の予防上 危険 であると認めるときに発令し、対象区域で火災予防条例に定める 「火の使用の制限」 について、 義務を課すこと となります。
1月から5月の期間 において		
発令基準	(次のいずれかの基準に該当した場合) ①前3日間の 合計降水量が1mm以下 であり、かつ前30日間の 合計降水量が30mm以下 ②前3日間の 合計降水量が1mm以下 であり、かつ 乾燥注意報 が発表されたとき。	林野火災注意報のいずれかの発令基準に加え、 強風注意報 が発表された場合
※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。		
規制	<p>泉州南消防組合火災予防条例第28条に規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。 (5) 火災が発生するおそれがある場合、山林・原野全域において喫煙をしないこと。 (6) 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。 	
罰則	<p>林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。</p> <p>一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して、消防法第44条の規定により30万円以下の罰金又は拘留に処せられることがあります。</p>	
周知・広報	<p>林野火災注意報が発令された場合は、組合ホームページやSNS、消防署等で看板の掲示を行います。</p> <p>林野火災警報が発令された場合は、上記に加え、消防車両での巡回等により、周知・広報を行います。</p>	

※熊取町全域地図



対象区域は着色された部分